

○野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

平成 28 年 2 月 25 日

野田市告示第 26 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 60 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関し、法及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令の例による。

(指定の基準)

第 3 条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める指定の基準に従って事業を行わなければならない。

(1) 第 1 号訪問事業 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第 37 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間」と読み替えるものとする。）

(2) 第 1 号通所事業 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第 106 条第 2 項中「2 年間」とあるのは「5 年間」と読み替えるものとする。）

(指定の有効期間)

第 4 条 指定事業者の指定の有効期間は、6 年間とする。

(指定の申請)

第 5 条 省令第 140 条の 63 の 5 に規定する申請書は、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定申請書（別記第 1 号様式）とする。

（指定の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（変更の届出等）

第7条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項に定める事項に変更があったときは、その日から10日以内に、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者変更届出書（別記第3号様式）により市長に届出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに、野田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定廃止（休止）届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出書を提出した指定事業者が休止した事業を再開するときは、再開する日の1月前までに、野田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定再開届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（更新の申請）

第8条 省令第140条の63の5に規定する申請書は、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定更新申請書（別記第6号様式）とする。

（更新の決定等）

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、野田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者に係る指定更新（却下）通知書（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（指定の取消し等）

第 10 条 市長は、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定取消（停止）通知書（別記第 8 号様式）により当該指定事業者に通知するものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

2 指定事業者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、第 5 条及び第 6 条の規定の例によりすることができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日野田市告示第 60 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 条）

年 月 日

（宛先）野田市長

申請者

所在地
名称
代表者氏名

印

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定申請書
介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定を受けたいので、
次のとおり申請します。

申 請 者	ふりがな								
	名 称								
	主たる事務所の所在地		(郵便番号)						
	連 絡 先		電話 番号			FAX 番号			
	法人の種別					法 人 轄 所 庁			
	代表者の職名、 氏名及び生年月日		職 名			ふりがな 氏 名			生年月日
	代表者の住所		(郵便番号)						
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在地		(郵便番号)						
	事業所等の名称								
	同一所在地において行う事業の種類				実 施 事 業	指定申請を する事業の 事業開始予 定年月日	既に指定を 受けている 事業の 指定年月日	様式	
	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業	第 1 号訪問事業							付表 1
		第 1 号通所事業							付表 2
介護保険事業所番号									
指定を受けている他市町村名									
医療機関コード等									

第2号様式（第6条第1項）

第 年 月 日 号

様

野田市長

㊟

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定については、次のとおり決定したので、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 決定事項 指定 却下
- 2 指定の内容

申 請 者	
事 業 所 名 称	
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
指 定 年 月 日	年 月 日
指定有効期間満了日	年 月 日
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日
介護保険事業所番号	
事 業 の 種 類	

- 3 却下の理由

--

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第7条第1項）

年 月 日

（宛先）野田市長

届出者 所在地
名称
代表者氏名

㊞

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者変更届出書
次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

指定内容を変更した事業所（施設）		名 称
		所在地
事業の種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所又は施設の名称	(変更前)
2	事業所又は施設の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、住所及び職名	
6	定款、寄附行為等及びその登録 事項証明書等（当該事業に関する ものに限る。）	
7	事業所又は施設の建物の構造、 平面図等	(変更後)
8	事業所又は施設の管理者の氏名、 住所、経歴	
9	運営規程	
10	協力医療機関（病院）又は協力 歯科医療機関	
11	事業所の種別	
12	介護予防・日常生活支援事業費 の請求に関する事項	
13	役員の氏名、住所及び生年月日	
14	本体及び併設施設の状況等	
15	その他の事項	
変更年月日		

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第4号様式（第7条第2項）

年 月 日

（宛先） 野田市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 印

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定廃止
（休止）届
次のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

	介護保険事業者 番号								
廃止（休止）する事業所	名 称								
	所在地								
事 業 の 種 類									
廃 止 （ 休 止 ） の 別	廃 止 休 止								
廃止（休止）する年月日	年 月 日								
廃止（休止）する理由									
現に事業又は支援を受けていた者に対する措置									
休 止 予 定 期 間	年 月 日から								
	年 月 日まで								

第5号様式（第7条第3項）

年 月 日

（宛先） 野田市長

所在地

申請者 名称

代表者氏名 ㊟

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定再開届
次のとおり事業を再開するので届け出ます。

	介護保険事業者 番号								
再 開 す る 事 業 所	名 称								
	所在地								
事 業 の 種 類									
休 止 期 間	年 月 日から								
	年 月 日まで								
再 開 す る 年 月 日	年 月 日								

備考 介護保険法施行規則第140条の63の5第1項第10号に規定する
従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。

第6号様式（第8条）

年 月 日

（宛先）野田市長

申請者

所在地
名称
代表者氏名

印

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定更新
申請書

介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の更新を受けたい
ので、次のとおり申請します。

申 請 者	ふりがな								
	名 称								
	主たる事務所の所在地		(郵便番号)						
	連 絡 先		電話 番号			FAX 番号			
	法人の種別					法人 所轄 庁			
	代表者の職名、 氏名及び生年月日		職 名	ふりがな				生年月日	
			氏 名						
代表者の住所		(郵便番号)							
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 所 の 種 類	事業所等の所在地		(郵便番号)						
	事業所等の名称								
	同一所在地において行う事業の種類				実 施 事 業	指定申請を する事業の 事業開始予 定年月日	既に指定を 受けている 事業の 指定年月日	様式	
	介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業	第1号訪問事業							付表 1
		第1号通所事業							付表 2
介護保険事業所番号									
指定を受けている他市町村名									
医療機関コード等									

第 7 号様式（第 9 条第 1 項）

第 年 月 日 号

様

野田市長 印

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定更新
（却下）通知書
年 月 日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定の更新については、次のとおり決定したので、野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定に関する要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

- 1 決定事項 指定 却下
- 2 指定の内容

申 請 者	
事 業 所 名 称	
所 在 地	
代 表 者 の 氏 名	
指 定 年 月 日	年 月 日
指定有効期間満了日	年 月 日
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日
介護保険事業所番号	
事 業 の 種 類	

- 3 却下の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第10条）

第 年 月 号
日

様

野田市長

印

野田市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者指定取消
（停止）通知書

介護保険法第115条の45の9の規定により、次のとおり取消し（停止）
したので通知します。

事業所名称	
事業所の所在地	
主な事務所の所在地	
代表者の氏名	
介護保険事業所番号	
指定又は指定更新年 月日	年 月 日
介護保険事業者番号	
事業の種類	
取消、停止の別	取 消 停 止
指定取消年月日	年 月 日
指定の効力を停止す る期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定取消（停止）の 理由	

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記第 1 号様式（第 5 条）

第 2 号様式（第 6 条第 1 項）

（平 2 8 告示 6 0 ・ 一部改正）

第 3 号様式（第 7 条第 1 項）

第 4 号様式（第 7 条第 2 項）

第 5 号様式（第 7 条第 3 項）

第 6 号様式（第 8 条）

第 7 号様式（第 9 条第 1 項）

（平 2 8 告示 6 0 ・ 一部改正）

第 8 号様式（第 1 0 条）

（平 2 8 告示 6 0 ・ 一部改正）